

2024年9月

名谷駅前広場を利用される主催者（申請者）様

広場利用における利用ルールの一部改定について（お知らせ）

神戸市都市局（広場所所有者）

株式会社こうべ未来都市機構（広場管理者）

いつも、名谷駅前広場をまちの活性化に寄与する場としてご利用いただき、ありがとうございます。

駅前広場社会実験詳細ルールについて、社会実験における利用状況等を鑑み、下記のとおりルールを一部改定いたしますので、お知らせします。

ルールを守って、広場をご利用いただき、安全で快適な空間づくりにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 主な改定内容

| | 改定前 | 改定後（下線部分を追記） |
|---|--|---|
| 1 | ・社会実験の趣旨や駅前広場周辺既存店舗への配慮の観点から、須磨パティオエリア事業者以外の物品の販売やサービスの提供等を事業として行っている事業者が単に出張して販売・宣伝等のみで利用することはお断りしています。 | ・ <u>生花・生鮮食品の販売を主目的とした店舗の出店は原則お断りします。ただし、生産者自身による出店の場合は利用申請時にご相談ください。</u> ・社会実験の趣旨や駅前広場周辺既存店舗への配慮の観点から、須磨パティオエリア事業者以外の物品の販売やサービスの提供等を事業として行っている事業者が単に出張して販売・宣伝等のみで利用することはお断りしています。 |
| 2 | ・通常利用での同一利用者の申込日数は、1ヶ月最大4日まで（うち土日祝は2日まで）とします（須磨パティオエリア事業者のイベント等は除く）。 | ・通常利用での同一利用者の申込日数は、1ヶ月最大4日まで（うち土日祝は2日まで）とし、 <u>イベント出店者等としての広場利用回数についても同一利用者1ヶ月最大4日までとします。</u> <u>※須磨パティオエリア事業者のイベント等は除きます</u> <u>※複数イベントに出店した場合も同一利用者の利用上限は1ヶ月最大4日までとします。</u> |
| 3 | ・搬入出の際は通行者の安全を最優先し、必ず、誘導員を配置してください。 | ・搬入出の際は通行者の安全を最優先し、必ず、 <u>誘導員を配置のうえ、徐行（時速6km以下）してください。</u> |

2 適用時期

(1) 1.生鮮食品を主目的とした出店について
令和7年4月1日以降の利用分から適用

(2) 2.同一利用者の利用上限、3.搬出入時の徐行について
令和6年9月2日以降の申請分から適用

3 その他

本改定についてご不明点等ある場合は、運営主体（株式会社こうべ未来都市機構 須磨パティオ事業部事業課までご連絡ください。

(連絡先)〔TEL〕078-791-7100〔FAX〕078-791-7730
〔メール〕patio@kfcc.co.jp

以上